



宮 崎 県 公 報

平成24年 5 月 7 日 (月曜日) 第 2384 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示…………… (人事課) 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示…………… (") 2
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3

- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 公 告
- 調理師試験の実施…………… (衛生管理課) 4
- 製菓衛生師試験の実施…………… (") 4
- 土地改良区の役員の就任の届出 (2件) …… (農村整備課) 4
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (") 5
- 土地改良区の定款変更の認可 (2件) …… (") 5
- 宮崎県営住宅管理システム構築業務に係る企画提案競技の実施…………… (建築住宅課) 5
- 病 院 局 公 告
- 落札者等の公告…………… 6

告 示

宮崎県告示第 349号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (平成4年宮崎県告示第560号) の一部を次のように改正する。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,317円	12,750円	20歳未満	4,613円	12,954円
20歳以上25歳未満	4,920円	12,750円	20歳以上25歳未満	5,028円	12,954円
25歳以上30歳未満	5,565円	13,028円	25歳以上30歳未満	5,648円	13,090円
30歳以上35歳未満	6,090円	16,028円	30歳以上35歳未満	6,208円	15,944円
35歳以上40歳未満	6,539円	18,500円	35歳以上40歳未満	6,647円	18,498円
40歳以上45歳未満	6,749円	22,065円	40歳以上45歳未満	6,925円	21,685円
45歳以上50歳未満	6,688円	23,750円	45歳以上50歳未満	6,903円	23,524円
50歳以上55歳未満	6,274円	24,409円	50歳以上55歳未満	6,551円	24,551円
55歳以上60歳未満	5,549円	23,183円	55歳以上60歳未満	5,757円	23,052円
60歳以上65歳未満	4,629円	20,754円	60歳以上65歳未満	4,602円	19,090円
65歳以上70歳未満	3,940円	15,217円	65歳以上70歳未満	3,950円	15,247円
70歳以上	3,940円	12,750円	70歳以上	3,950円	12,954円

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額 (以下「改正後の告示」という。) の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満

の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成24年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の告示の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、40歳以上45歳未満の項、45歳以上50歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 350号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年宮崎県告示第1125号）の一部を次のように改正する。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が10万4,530円を超えるときは、 <u>10万4,530円</u> ）	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が10万4,290円を超えるときは、 <u>10万4,290円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,720円）以下であるときに限る。）。	月額5万6,720円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が5万6,600円）以下であるときに限る。）。	月額5万6,600円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が5万2,270円を超えるときは、 <u>5万2,270円</u> ）	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が5万2,150円を超えるときは、 <u>5万2,150円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,360円）以下であるときに限る。）。	月額2万8,360円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合があるときは、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,300円）以下であるときに限る。）。	月額2万8,300円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）

あるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合) については、当該介護に要する費用として支出された額が 2 万 8,360 円以下であるときに限る。)	が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)	あるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合) については、当該介護に要する費用として支出された額が 2 万 8,300 円以下であるときに限る。)	が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
---	-------------------------------	---	-------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、平成24年5月7日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	中園谷川	03-207-1-046	土石流
	真光谷川	03-207-1-047	土石流
	宇戸谷川	03-207-1-048	土石流
	脇谷川	03-207-1-050	土石流
	吠ヶ宇戸谷川	03-207-1-051	土石流
	寺ヶ迫谷川	03-207-1-052	土石流
	天神川谷川	03-207-1-055	土石流
	田上東谷川	03-207-1-056	土石流
	蛇園谷川	03-207-1-057	土石流
	池畑谷川	03-207-1-058	土石流
	上野谷川	03-207-2-043	土石流
	宮ノ前	I-1-0484	急傾斜地の崩壊

迫	I-1-0485	急傾斜地の崩壊
谷川	I-1-0486	急傾斜地の崩壊
上野	I-1-0487	急傾斜地の崩壊
宇戸	I-1-0488	急傾斜地の崩壊
東口	I-1-0490	急傾斜地の崩壊
東 1	I-1-3142	急傾斜地の崩壊
東 2	I-1-3143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所 (溪流) 番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	蛇園谷川	03-207-1-057	土石流
	池畑谷川	03-207-1-058	土石流
	上野谷川	03-207-2-043	土石流
	宮ノ前	I-1-0484	急傾斜地の崩壊
	迫	I-1-0485	急傾斜地の崩壊

谷 川	I-1-0486	急傾斜地の崩壊
上 野	I-1-0487	急傾斜地の崩壊
宇 戸	I-1-0488	急傾斜地の崩壊
東 口	I-1-0490	急傾斜地の崩壊
東 1	I-1-3142	急傾斜地の崩壊
東 2	I-1-3143	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

調理師法（昭和33年法律第 147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定により、平成24年度調理師試験を次のとおり実施する。

平成24年 5 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の期日
平成24年 7 月27日（金曜日）
- 試験の場所
第 1 試験場
宮崎県総合保健センター（宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2）
J A ・ A Z M ホール（宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1）
第 2 試験場
南九州大学都城キャンパス（都城市立野町3764番地 1）
第 3 試験場
J A 日向会館（日向市鶴町 1 丁目 3 番地12）
- 試験時間及び試験科目

時 間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
科 目	食文化概論 衛生法規 公衆衛生学 栄養学 食品学 食品衛生学 調理理論

- 受験願書の受付期間
平成24年 5 月28日（月曜日）から 6 月 8 日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで）
- 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 受験手数料
6,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 合格発表
平成24年 8 月27日（月曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

製菓衛生師法（昭和41年法律第 115号）第 4 条第 1 項の規定によ

り、平成24年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。
平成24年 5 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 試験の期日
平成24年 7 月27日（金曜日）
- 試験の場所
J A ・ A Z M ホール（宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1）
- 試験時間及び試験科目

時 間	午後 1 時30分から午後 3 時30分まで
科 目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか 1 つを選択）

- 受験願書の受付期間
平成24年 5 月28日（月曜日）から 6 月 8 日（金曜日）まで
（土曜日及び日曜日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで）
- 受験願書の提出先
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 受験手数料
9,400円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- 合格発表
平成24年 8 月27日（月曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。
- その他
詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7077）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、黒沢津土地改良区（小林市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	立 野 久 二	小林市南西方6646番地

（任期：平成25年 3 月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成24年 5 月 7 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

役名	氏 名	住 所
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	竹 原 春 男	都城市高城町穂満坊84番地 1

(任期：平成26年3月31日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、三田井土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	田 崎 路 男	高千穂町大字三田井3886番地
監 事	権 藤 重 徳	高千穂町大字三田井2480番地
監 事	大 賀 亨	高千穂町大字三田井 164番地－6

(任期：平成27年2月24日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	田 崎 路 男	高千穂町大字三田井3886番地
監 事	権 藤 重 徳	高千穂町大字三田井2480番地
監 事	大 賀 亨	高千穂町大字三田井 164番地－6

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、吾田土地改良区（日南市）から平成24年3月23日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、北郷町土地改良区（日南市）から平成24年4月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県営住宅管理システム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成24年5月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

- 業務件名 宮崎県営住宅管理システム構築業務
- 業務の特質等 宮崎県営住宅管理システム構築業務企画提案競技実施要領及び宮崎県営住宅管理システム要求仕様書（以下「実施要領等」という。）による。
- 納入期限 平成25年3月31日（日）

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- 平成24年宮崎県告示第 163号に規定する資格を有する者で、

業種がサービス（役務の提供）に関する業種、営業種目が電算業務、種目が電算処理（システム開発を含む。）のものであること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。

(3) 民事執行法（昭和54年法律第 4号）に基づく仮差押え等金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと。

(4) 共同企業体で参加する者にあつては、共同企業体の構成員が(1)から(3)までの要件を満たしていること。

3 実施要領等の交付場所及び交付期間

- 場所 宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当
- 期間 平成24年5月7日（月）から平成24年6月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 企画提案競技事前説明会の場所及び日時

- 場所 宮崎県庁 1号館 161会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 日時 平成24年5月15日（火）午後1時30分から

5 企画提案競技参加資格確認申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

- 提出場所 宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当
- 提出期限 平成24年6月7日（木）午後5時
- 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段によること。）

6 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

- 提出場所 宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当
- 提出期限 平成24年6月18日（月）午後5時
- 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段によること。）

7 業務委託予定者の選定方法

資格確認の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する宮崎県営住宅管理システム構築業務企画提案選定委員会を経て、業務委託予定者を選定する。

8 企画提案競技に関する事務を担当する部局

宮崎県県土整備部建築住宅課公営住宅担当（県庁1号館6階）
宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話0985(26) 7196

9 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

- この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会が、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領等による。

11 Summary

- Purpose: Construction of a Management System for Prefectural Housing

- (2) Proposal Submission Deadline: 5:00p.m. June 18, 2012
(3) Where to Submit: Miyazaki Prefectural Government, Prefectural Land Development Department, Housing Construction Division, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan Tel: +81-0985-26-7196

病院局公告

落札者等の公告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年 5 月 7 日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 落札に係る業務件名及び数量
宮崎県立 3 病院電子カルテシステム導入業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
- 3 落札者を決定した日
平成24年 3 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額
1,732,500,000円
- 6 総合評価一般競争入札の公告を行った日
平成24年 1 月 23 日